

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

平成30年度予算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

平成30年度 地方消費税交付金(社会保障財源分) 124,000 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	288,171	87,838		9,001	191,332	124,000
	福祉医療費支給事業	137,663	30,766			106,897	
	児童福祉事務事業	26,500	450			26,050	
社会保険	後期高齢者医療事業	348,538	55,740		9,351	283,447	
	老人福祉事務事業	284,281	3,339		2,221	278,721	
	保健衛生事業	134,969	70,859			64,110	
保健衛生	感染症予防事業	54,944	2,257			52,687	
	保健事業	23,433	1,024			22,409	
	母子保健事業	24,292	1,804			22,488	
合計		1,322,791	254,077	0	20,573	1,048,141	